

平成28年度 高齢福祉事業のご案内



1 高齢福祉事業について(65歳以上の方)

| 事業名 | 対象者・条件など | サービス内容 | 申請などの手続き |
|--------------|--|--|---------------------------------|
| 住宅改修事業 | 介護予防上必要であると認められる事情があること | 手すり取り付け・段差解消などの住宅改修費を、10万円を限度に給付 | 町に直接申請 ※所得制限 ※介護保険利用が優先です |
| 緊急通報システム貸与事業 | <ul style="list-style-type: none"> ◆独り暮らし高齢者または、独り暮らしの重度身体障害者 ◆町内に親族がいないこと | <ul style="list-style-type: none"> ◆電話機・通報ペンダントを貸与し安否確認サービスを行う ◆利用料は原則無料(ただし、所得により個人負担が発生する。要相談) | 町に直接申請 民生委員は利用決定の通知を受ける |

2 介護保険・総合事業について

| 事業名 | 対象者・条件など | サービス内容 | 申請などの手続き |
|-------------|---|---|---------------------------|
| 介護保険事業 | ・介護認定を受けた方(特定疾病の方は40歳以上が該当) | <ul style="list-style-type: none"> ●居宅サービス ●地域密着型サービス ●施設サービスなど ※詳細については、問い合わせください。 | 町に直接申請 |
| 総合事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上すべての方 ・地区限定 ・基本チェックリスト該当者 | <ul style="list-style-type: none"> ●一次介護予防事業 ●お助けサービス事業 ●ミニデイサービス事業 ●訪問介護・通所介護など ※詳細については、別掲「介護予防・日常生活支援総合事業」が始まりました③をご覧ください。 | 町に直接申請 地区限定事業については、要相談 |
| 介護用品給付券交付事業 | 在宅で介護を受けている「要介護3以上」の認定を受けている方で、常時紙おむつを使用している方 | <ul style="list-style-type: none"> ●1か月3,500円分の給付券を交付 ●給付券で交換できる介護用品は、紙おむつ、尿取りパッド、清拭剤など5品目 | 民生委員またはケアマネジャーを経由し町に申請 |

※ 介護保険に係る申請の場合、個人番号(マイナンバー)が必要な手続きがあります。